

第43号議案

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「短期の」を削り、「及び」の次に「在職者の処遇の改善並びに」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。